

議案第 5 5 号

関市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

関市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 6 月 5 日提出

関市長 山 下 清 司

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

## 関市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

関市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年関市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例による改正後の関市消防団員等公務災害補償条例第18条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた関市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。